

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見
調整委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合(以下「本組合」という。)による一般廃棄物処理施設の候補地選定に関する本組合と彦名地区自治連合会との相互理解の促進に資するため、鳥取県西部広域行政管理組合廃棄物処理施設意見調整委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとし、その運営に関し必要な事項をこの要綱で定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本組合による一般廃棄物処理施設の候補地選定に関し、彦名地区自治連合会から令和5年8月10日に提出された要求書に記載された要求内容及び当該要求内容に対する本組合の見解を踏まえ、客観的な視点をもって本組合及び彦名地区自治連合会に対し意見調整に向けた意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項の意見を述べるに当たっては、あらかじめ、本組合及び彦名地区自治連合会からそれぞれの見解についての説明等を求めるものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、管理者が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、会議により決定する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、第2条第2項の規定によるほか、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局ごみ処理施設整備課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が完了した時に、その効力を失う。